

自治体職員のための政策法務入門

～公共政策立案に必要な法的知識の修得を目指して～

憲法 (2)

岡山市総務局政策法務課課長補佐・岡山大学大学院社会文化科学研究科非常勤講師
宇那木正寛

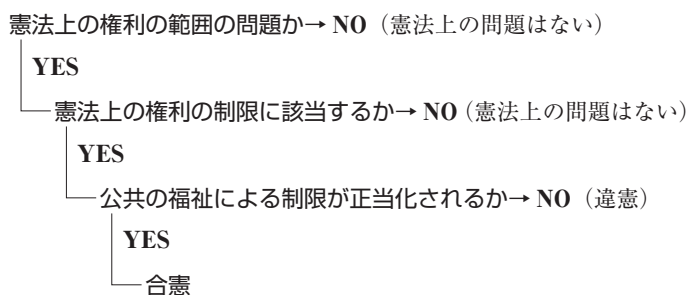
今回のポイント

公共政策の立案に際し、規制的手法を用いる場合には、憲法上の権利の制限を伴う場合があります。第2回目となる今回は、憲法上の権利の制限と、その制限がどのような場合に正当化されるかについて考えてみましょう。

⑥ 憲法上の権利の制限とその正当化

人権とは憲法上の権利のことです^①。憲法上の権利とは、国民が国家に対して、特定の行為をしないこと（不作為）を求める権利です。たとえば、特定の場所で演説する自由を制限されない権利がその一例です。憲法上の権利に対する制限は、原則、違憲となります。しかし、憲法上の権利も無制限に行使できるわけではありませんから、公共の福祉の原理によりその制限が正当化される場合があります。どのような場合に、憲法上の権利に対す

図2-1 憲法上の権利についての判断の流れ



(出所) 筆者作成

る制限が正当化されるのかについて知っておくことは、公共政策の立案において大変重要です。ところで、この正当化事由としては、①権利者の自由意思に基づく憲法上の権利の放棄の場合と、②公共の福祉を理由とするものがあります。放棄は原則可能で、正当化事由と

なると考えられています。問題となるのは、公共の福祉による場合で、まさに今回のポイントになります。

なお、権利を制限し、又は義務を課す場合には、条例によらなければなりません（地方自治法14条2項）。したがって、憲法上の権利を制限する場合にも、条例事項となるのはいうまでもありません。

7 絶対的禁止と相対的禁止

前回、憲法上の権利（人権）の中には、公共の福祉によりその制限が正当化されるもの（相対的禁止）もあるが、その制限が絶対的に許されないもの（絶対的禁止）もあると説明しました。絶対的禁止の一つが検閲です。検閲は、表現の自由に対する極めて強力な規制であって、公共の福祉の原理によってもできません（憲法21条2項前段）。そこで、検閲の範囲をどうとらえるかが問題になります。札幌税関事件最高裁判決（最大判昭和59・12・12）は、①行政権が主体で、②思想内容等の表現物を対象とし、③発表の禁止を目的に、④発表前にその内容を網羅的に審査した上で、⑤発表を禁止にすることであるとされています。この判決に対しては、検閲が表

現の自由に対する最も厳しい制限であるにもかかわらず、検閲の範囲を狭く解しすぎるといふ批判があります。しかし、現実問題として、検閲を絶対禁止とする限り検閲の範囲を

図2-2 検閲の定義と学説

考え方	主体	検査対象	検査手法	対象行為	禁止
広義説	公権力全て	全ての表現物	外部に公表されるべき表現内容について事前検査を行う。	○発表行為の禁止 ○到達の妨害（発表直後の押収など）禁止	絶対禁止。 ただし、司法権については例外あり
狭義説	行政権のみ	全ての表現物	外部に公表されるべき表現内容について事前審査を行う。	発表行為の禁止	絶対禁止
最狭義説 判例の立場	行政権のみ	思想内容等の表現物	網羅的・一般的に、発表前にその内容についての審査を行う。抜き打ち的なものは含まない。	発表行為の禁止	絶対禁止

（出所） 筆者作成

ある程度狭く解さざるを得ないともいえません。最高裁の考え方のように検閲の範囲を狭く解したとしても、検閲に当たらない事前規制の合憲性は厳しく審査されることになりません。実務上、最高裁の考え方でよいと思えます。

【重要裁判例2-1-1】

検閲とは、「行政権が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的・一般的に、発表前にその内容を審査した上、不適当と認めるものの発表を禁止することを、その特質として備えるもの」である（札幌税関検査事件、最大判昭和59・12・12『判例時報』1139号12頁、阪本昌成・憲法判例百選I（第5版）152頁）。

8 新たな人権

（1）幸福追求権と新たな人権

人権は、憲法に明記されたもの以外には認められないのかといえそうですがありません。憲法は、人権のうち基本的なものだけを明記したに過ぎないと言われています。です

からプライバシー権とか、環境権といった時代とともに新しい人権が観念されるようになれば、そうした人権も認められます。こうした新しい人権は、幸福追求権を定めた憲法13条（すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」）を根拠としています。この幸福追求権と個別の人権との関係をどう理解するかという問題があります。この点については、幸福追求権は、新しい人権のみではなく、憲法に規定されている個別の人権双方の源泉的権利として位置づけられると整理しておくといでしょう。

このように憲法13条は、新しい人権を発見する根拠になっていますが、この幸福追求権による保護を受ける権利の範囲については、人格的自立あるいは人格的生存に不可欠な権利に限られるとする**人格的利益説（通説）**とあらゆる行為の自由を含むとする**一般的自由説**とが対立しています。幸福追求権が個人の尊厳と結びついて理解されていることから、今回の連載では、人格的利益説の立場をとります。この人格的利益説をとった場合に、素朴な疑問が生じます。それは、憲法上の権利に該当しないのであれば、人の自由に対する

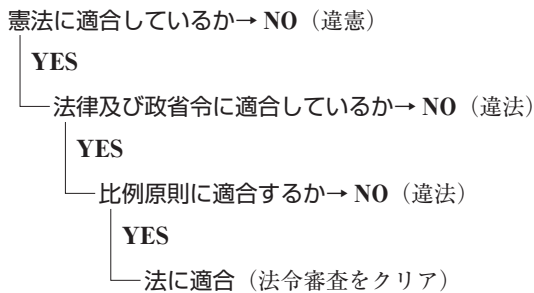
図2-3 比例原則の構造

$$\boxed{\text{比例原則}} = \boxed{\text{必要性の原則}} + \boxed{\text{過剰規制禁止の原則}}$$

- 必要性の原則とは、違反状態を排除するために必要であること。
- 過剰規制禁止の原則とは、目的と手段の間のバランスがとれていること。

（出所） 筆者作成

図2-4 法適合性についての判断の流れ



（出所） 筆者作成

いかなる制限も許されるのかという疑問です。答えはNOです。人の自由に対する制限は正義に適うものでなければなりません。正義に適うものであるか否かは、実務上、**比例原則（法の一般原則）**による審査を行います。したがって、人格的利益説をとっても、法令審査において不都合はありません。

（2）プライバシー権

新たに、判例上、憲法上の権利と認められるに至ったものとして、プライバシー権があります。プライバシー権は当初、民法上の権利（人格権）として認められました（「宴のあと」事件、東京地判昭和39・9・28）、その後、最高裁も**京都府学連事件最高裁判決**（最大判昭和44・12・24）において「私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有する」とし、プライバシー権を憲法上の権利として認めるに至りました。また、最近では**住基ネット事件最高裁判決**（最判平成20・3・6）において、「憲法13条は、国民の私生活上の自由が公権力に対しても保護されるべきことを規定しているものであり、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」を有するとしています。ところで、今日、プライバシー権は「私的

活をみだりに公開されないという権利」から「個人情報収集、保存及び利用を各人がコントロールする権利」（自己情報コントロール権）と拡張され理解されています。最高裁は、プライバシー権≡自己情報コントロール権であることまでは明らかにしていませんが、実務的には、自己情報コントロール権と解しておけばよいでしょう。実際、現実の立法政策（個人情報保護法、個人情報保護条例）においては、プライバシー権≡自己情報コントロール権として保護対象とされています。

なお、肖像権は、プライバシー権の一部と

【重要裁判例2-2】

「私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有する」が、この自由も公共の福祉の制約を受け、①現に犯罪が行われもしくは行われた場合であって、②証拠保全の緊急性の必要性があり、③一般的に許容される撮影方法であれば、相手方の同意がなく、裁判官の令状がなくても、警察官による写真撮影が許される（京都府学連事件、最大判昭和44・12・24『判例時報』577号18頁、鴨野幸雄・憲法判例百選Ⅰ（第5版）42頁）。

考えられますが、人の容ぼう・姿態については、プライバシー権から独立した別の権利として構成すべきであるとする説もあります。肖像権については、自治体が設置する監視カメラによる録画との関係でよく問題になります。録画が、憲法上の権利（プライバシー権）の制限に当たるとの可否か、制限に当たると解される場合に、地方自治法14条2項の規定により条例で定める必要があるのかという問題です。

(3) 自己決定権

人は個人として尊重されます。尊重されるということは、自己の生き方、どのような人生を送るかということ自分で決めることができるということから、新しい人権として自己決定権をも認めるべきであるという主張があります。ただし、包括的な意味での自己決定権が幸福追求権から生じる個別の権利として議論されることはあまりありません。なぜならば、自己決定の内容を際限なく広げると、憲法上保護に値する自己決定権とそれ以外の保護に値しない行為（自由）との区別がなくなってしまうからです。このため、代理出産の自由、尊厳死の自由、冬山登山などの自由といったように個別行為の自由として憲法上保護を受けるかどうかが議論されるわけです。ただ、人格的利益説をとる

限り、プライバシー権のように人格的生存に不可欠な自己決定に関するものでない限り、憲法上の権利として扱うことは困難でしょう。ところで、自己決定権との関係で特に問題になるのが、パターンリズム（家長的干渉主義）による制限は可能かどうかです。言い換えると、本人の意思に反しても本人の利益を守るためなら、本人の自己決定に対する制限は可能かという問題です。たとえば、本人の健康のために、健康診断を義務付けたり、本人の生命の安全のために、冬山登山などの危険行為を禁止する場合があります。もちろんパターンリズムの問題は、他の人権の制約でも問題になることがあります。

判断能力が十分でない幼児、児童、障害者

【重要裁判例2-3】

宗教上の信念から、絶対的無輸血の意思を持つている患者に対して、医師が十分な説明をせずに、輸血した場合には、患者の自己決定権（人格権）を侵害するとして、民法上の不法行為責任（慰謝料請求権）が成立する（エホバの証人国家賠償請求事件、最判平成12・2・29『判例時報』1710号97頁、浅野博宣「憲法判例百選Ⅰ（第5版）56頁」）。

などに対するパターンナリズムは許されるでしょうが、成人に対するパターンナリズムは原則許されないと解するべきでしょう。ウィル・スミス主演のアイ・ロボット（20世紀フォックス配給、2004年）で、人間の支配を指す中枢コンピューターが「創造者（人間）を守らなければならぬ。たとえ、創造者の意思に反しても」とウィル・スミスに語りかけるシーンがあります。パターンナリズムへの警鐘ともいえる思想が感じられます。

なお、パターンナリズムが公共の福祉の原理による制限といえるかどうかについては、議論のあるところですが、一応、別の原理による制限だと理解しておきましょう。

9

二重の基準論と 規制目的二分論

さて、いよいよここからは、憲法上の権利に対する制限がどのような場合に正当化される（合憲）、あるいは正当化されないか（違憲）について考えてみましょう。まずは、その前に最高裁が法理とする二重の基準論と規制目的二分論について確認しておきましょう。

（1）二重の基準論

基本的人権の中では、何といっても、自由

権がその中心となります。今回の連載でも主に自由権に対する制限について論じています。この自由権の中には、表現の自由をはじめとする精神的自由権と職業の自由、移動の自由といった経済的自由権があります。このうち、精神的自由（表現の自由）を規制する法令については、厳格な基準によつて合憲性の審査を行い、経済的自由の規制をする法令については、立法府の裁量を尊重して、精神的自由（表現の自由）を規制する法令よりも緩やかな基準により審査します。こうした考えを二重の基準論といいます。例えば、駅前広場で政府の施策を批判する演説をしようとする人の自由（精神的自由）を制限するのと、同じ広場でたこ焼きを売ろうとしている人の自由（経済的自由）を制限するのでは、同じ人権に対する制限でも前者を規制するほうが後者を規制するよりも厳しい基準をもって望むべきであるということは、イメージがわくと思います。

この二重の基準は、最高裁でも基本的な法理となつていられるといわれます。いわゆる猿払事件最高裁判決（最大判昭和49・11・6）では、「憲法21条の保障する表現の自由は、民主主義国家の政治的基盤をなし、国民の基本的人権のうちでもとりわけ重要なものであり、法律によつてもみだりに制限することができな

いものである」としています。また、旧薬事法における薬局適正配置事件最高裁違憲判決（最大判昭和50・4・30）では、「職業の自由は、それ以外の憲法の保障する自由、殊にいゆる精神的自由と比較して、公権力による規制の要請がたやすく、憲法22条1項が『公共の福祉に反しない限り』という留保のもとに職業選択の自由を認めたのも、特にこの点を強調する趣旨に出たものと考えられる」とし、さらに小売市場適正配置事件最高裁判決（最大判昭和47・11・22）は「個人の経済活動の自由に関する限り、個人の精神的自由等に関する場合と異なつて、右社会経済政策の実施の手段として、これに一定の合理的規制措置を講ずることは、もともと憲法が予定し、かつ、許容するところ」であるとしています。

では、なぜこのような二重の基準論があるのでしょうか。それは、経済的自由への不当な制限が加えられた場合には、そのような立法府を構成する議員を落選させて、新たに議員を選出してそういう不当な法を改正すればよいのです。こうした意味で民主的政治過程での矯正の可能性があります。しかし、精神的自由（表現の自由）が制限されると、自由な主張をもった選挙活動や政治活動ができず、民主的政治過程における矯正の可能性が否定されるからだと言明されます。

Short Column

～J. S. ミルの『自由論』とパターナリズム

パターナリズムを理由として、公権力が国民の自己決定について強制的に関与することは認められるのでしょうか。おそらく、この問いに対する肯定的意見は少ないと思われます。しかし、全ての場合に、パターナリズムによる制約が全くできないとすることは、逆に個人の利益が損なわれる場合もあります。この場合には、パターナリズムによる制約が認められると解すべきでしょう。

この点に関し、イギリスの著名な思想家であるジョン・スチュアート・ミルは、その名著『自由論』(John Stuart Mill: On Liberty, 1859、塩尻公明・木村健康訳、岩波文庫1971年24頁)において次のように述べています。「人類がその成員のいずれか一人の行動の自由に、個人的にせよ集团的にせよ、干渉することが、むしろ正当な根拠をもつとされる唯一の目的は、自己防衛……である」「文明社会のどの成員に対してにせよ、彼の意思に反して権力を行使しても正当とされる唯一の目的は、他の成員に及ぶ害の防止にある」「ある行為をなすこと、または差し控えることが、彼のためになるとか、あるいはそれが彼を幸福にするであろうとか、あるいはまた、それが他の人の目から見て賢明であり或いは正しいことである……という理由で、このような行為をしたり、差し控えたりするように、強制することは、決して正当ではあり得ない」。

この内容を簡単にいうと、ある者の自由を制限できるのは、他者の危害防止の観点からだけであり(他者危害回避の原理)、パターナリズムによる自己決定権の制約は原則として、正当ではないといっているのです。ただし、ミルも上記引用の直ぐあとの箇所、保護が必要とされる者に対するパターナリズムによる制限は容認しています。

こうした自己決定権の尊重については、彼がその考え方を示してから、既に150年の歳月が流れています。しかし、彼の思想は私たちの現在の価値観に非常に近いものがあります。代理母、同性間の結婚、終末医療、孤独死などの個人の自己決定の問題にどこまで他人が関与できるかを考えるうえで『自由論』は、その存在価値を失っていません。

(2) 規制目的の二分論

二重の基準論を前提としたうえで、最高裁は経済活動(経済的自由)の規制に対する目的の二分論を展開しています。すなわち、経済的活動に対する規制は、その目的に応じて、
①国民の生命、健康、財産に対する危険の防止又は除去ないし、緩和の実現を目指す目的で行われる消極目的規制(各種営業に対する

規制や許可制などの警察目的規制)及び②福祉国家的思想のもとで、社会的弱者、経済的弱者の保護の実現を目指す積極目的規制(大型スーパーなどの巨大資本から中小企業を保護するための競争制限など社会政策的目的規制)に分けられるとします。その上で消極目的規制については、厳格に審査し、積極目的規制については、立法府の政策裁量を尊重し

て、緩やかな基準で合憲性を判断しようとする理論です。
具体的には、積極目的規制とされた小売市場適正配置事件最高裁判決では、立法府がその裁量権を逸脱し、当該法的規制措置が著しく不合理であることが明白である場合に限って、これを違憲とするとしています。これに対し、消極目的規制とされた薬局適正配置事

件最高裁違憲判決では、「重要な公共の利益のために必要かつ合理的措置であることを要し」、「許可制に比べて職業の自由に対するよりゆるやかな制限である職業活動の内容及び態様に対する規制によっては、右の目的を十分に達成することができないと認められることを要する」としています。

10 正当化の判断基準

(1) 判断の手法

ここでは、法律、条例等による憲法上の権利の制限が正当化しうるか否かについて、どのような事項を対象にどのような基準で合憲性を判断するのでしょうか。通常の場合、その制定の目的と当該目的達成のための手段(目的との関連性及び必要性)が審査対象となります。このうち、目的については、いかなる理由で制限するのかといった点が、また、手段については当該目的達成に役立つものなのか、規制は最小限なのかといった点が、それぞれ制限される人権の重要度に応じて審査されます。実際の裁判所の審査では、目的審査よりも手段審査にポイントが置かれているといわれています。

目的手段審査は最高裁がはじめて法令違憲

の判断を下した尊属殺重罰規定事件最高裁違憲判決(最大判昭和48・4・4)の法廷意見²⁾にみる事ができます。すなわち、尊属を卑属又はその配偶者が殺害するといった高度な社会的非難に値する犯罪行為を通常の殺人の場合よりも嚴重に処罰し、もってこれを強く禁圧しようとする旧刑法200条の目的は不合理ではないが、尊属殺の法定刑を死刑又は無期懲役のみに限っている点において立法目的達成の手段として「甚だしく均衡を失し」、憲法14条1項に定める法の下の平等に反し、違憲であるとなりました。

(2) 最高裁判決とその現実

最高裁は、過去の判決において、二重の基準論を示しています。しかし、現実には薬局適正配置事件最高裁違憲判決のように経済的自由に対する違憲判決は出しているのに、精神的自由に対する違憲判決は出していません。また、表現の自由に関わるものでも、猿払事件最高裁判決のように緩やかな基準をもって判断したものもあります。

さらに、最高裁は経済的自由に対する規制目的の二分論を法理としながら、酒類販売業の許可制が憲法22条に定める職業の自由に反するかどうかが争われた酒類販売業免許事件最高裁判決(最大判平成4・12・15)では、規制目的の二分論を前提とすることな

く、「租税の適正かつ確実な賦課徴収を図る」という目的からして、著しく不合理ではないことを理由に合憲と判断しています。これは、税収確保を目的とする販売業の許可制(営業規制)が積極目的とも消極目的ともはつきりしないケースであったからと思われる。要は、規制目的の二分論で審査できないケースもあるということだ。

以上のような状況なので、最高裁の二重の基準論及び規制目的の二分論についての一定の合理性は認められるものの、これらの法理だけで審査基準を定式化することは困難です。このことが、憲法適合性の判断において法令審査の担当者を悩ませている大きな原因なのです。

(3) 実務上の対応

そこで、憲法上の権利の制限の正当化について判断するための基準としてどのような基準を使うのかについて、最高裁の裁判例をもとに、実務上の整理が必要になります。ポイントは、**各個別の権利の内容及び性質並びに当該権利を制限する手段の内容に応じて審査基準を選択することです。**つまり、(表現の自由に対する制限)Ⅱ(厳格な基準)というように機械的に考えないことが必要であるということです。たとえば、同じ表現の自由であっても、政治的意見表明、営利広告、ポル

図2-5 手段の内容とその強度

手段	→ 強力
	○ 間接罰方式<直罰方式 ^③
	○ 公表<過料<刑罰
	○ 届出制<許可制<禁止
	○ 事後規制<事前規制 ^④
	○ 間接規制<直接規制 ^⑤

(出所) 筆者作成

ノなどは憲法上、その権利の重要度が異なります。ここでいう権利の重要度とは①人が一人の個人として自己の人格を發展させ、又は②主権者として民主的な政治過程に参加するために必要な場合のことです。

さらに、同じ憲法上の権利に対する制限であっても、制限の強度に応じて審査基準が異なります。

このように権利の重要度と制限の強度という2つのメルクマールによりどの審査基準を選択するかが決まるといふことです。

以上の考え方をもとに、みなさんに提案し

図2-6 目的手段を中心とした審査基準

審査基準	目的	手段		適用例
		手段との関連性	手段の必要性	
厳格な基準	極めて重要な利益の保護	—	必要不可欠の手段であること。	制限される権利が極めて重要で、制限の度合いが強力な場合
	重要な利益の保護	—	より制限的でない手段がないこと。	制限される権利が重要で、制限の度合いが強力な場合
緩やかな基準	正当な利益の保護	合理的関連性があること→目的に役立つ手段であること。	—	制限される権利の重要性が劣り、制限の度合いが弱い場合
	明白性の基準	規制の目的又は目的達成の手段のいずれかが「著しく不合理であることが明白」な場合に限りて違憲と判断		立法府の裁量を尊重すべき特殊な場合

たい判断のための基準(以下「審査基準」といいます)が、図2-6に示すものです。図に示す審査基準は大きく分けて①厳格な基準と②緩やかな基準に分かれます。この二つの違いは、厳格な基準が手段の必要性(より緩やかな手段では立法目的を達成できないこと)が要求されるのに対し、緩やかな基準においては、必要性が要求されません。

性の基準は目的審査において単に正当な目的があればよいとされます。手段審査における関連性については合理的関連性(手段が立法目的のために役立つものであること。観念上想定できればよい。)が必要とされますが、必要性は求められません。なお、厳格な基準において、関連性については特に審査されません。それは手段の必要性について審査を行

厳格な基準のうち狭義の厳格な基準は目的審査において、極めて重要な利益の保護を目的とするものであることが要求され、手段の必要性についても必要不可欠の手段であること(ピンポイント)が求められます。この基準は、非常に厳格な基準で自治体の法令審査で使われることはあまりないと思われま。他方、LRAの基準(less restrictive alternative)では、目的審査において重要な利益の保護を目的とするものであることが要求され、必要性においてより制限的でない手段がないこと(「必要不可欠の手段であること」より緩やか)が求められます。

次に緩やかな審査基準です。緩やかな審査基準のうち合理的関連

う過程で当然に目的と手段との関連性についても審査がなされるからです。換言すると、当該手段の必要性は、少なくとも役立つ手段であるということ（合理的関連性）を前提で議論されるからです。最後に明白性の基準です。この審査基準は、最も緩やかな基準とされます。立法裁量を広く尊重する特別な基準と理解しておいた方がよいでしょう。

今回は、審査基準にしたがって、最高裁の主要な判例をみていくことにしましょう。

〔注〕

(1) 学説の中には、人権は前国家的な権利（自然権）であるのに対して、憲法上の権利は、前国家的な権利以外の選挙権や労働基本権のような権利も含まれるから、区別して議論するべきだとするものがある。しかし、実務上は、特に区別する必要はないと考えられることから、この連載では憲法上の権利（＝人権）と同義で使う。

(2) 最高裁判所の裁判については、原則、過半数の意見によるものとされている（裁判所法77条1項）。これが「法廷意見」と呼ばれるものである。一方で、最高裁判所の裁判については、各裁判官の意見を裁判書に表示することが求められている（同法11条）。このため、法廷意見とは異なる反対意見などの少数意見も掲載される。少数意見には、法廷意見に賛成する立場で付随的な参考意見を述べる「補足意見」、法廷意見の結論には賛成するがその理由を異にする「意見」、法廷意見自体に反対

する「反対意見」がある。なお、最高裁判所以外の裁判所の裁判については、各裁判官の意見は、守秘義務の対象とされており（同法75条2項）、裁判書において示されることはない。

(3) 直罰方式とは、法令違反行為があった場合に、直ちに罰則を適用するシステムをいう。間接罰方式とは、法令違反行為がある場合に行政庁がまず、違反者に対し、違反是正等の命令を発し、その命令に違反した場合にはじめて罰則を適用するシステムをいう。

(4) 営業に対する規制を例にとると、営業許可は事前規制で、営業の基準に反するとして改善命令による是正を求めることは事後規制に当たる。

(5) 営業に対する規制を例にとると、営業行為自体そのものを規制する場合は直接規制で、営業の方法（営業時間、営業の場所）などについて規制する場合は間接規制に当たる。



●第23号（2010年11月発売） 定価1,200円（税込）

●特集 生物多様性保全と自治体

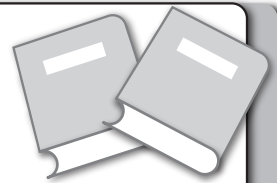
生物多様性基本法と生物多様性国家戦略
自治体環境行政と生物多様性保全
生物多様性なごれやま戦略 一都心から一番近い森の町を目指して—
生物多様性保全における自治体の役割 一COP10を契機として—
事例① 「徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例」における取組みについて
事例② 北広島町生物多様性の保全に関する条例

●CLOSE UP 先進・ユニーク条例

箕面市ふれあい安心名簿条例
神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例の一部改正
～全国初の個室集合型店舗に対する安全性確保の強化～

●トピックス

地域主権戦略大綱
緑の分権改革の推進
自治紛争処理について



Back Number